

84	建設局	土砂災害対策の推進		
事業概要	土砂災害対策として、順次、砂防堰堤やがけ崩れ防止施設等のハード対策を進める。また、ソフト対策の要となる土砂災害警戒区域等を指定し、都民に土砂災害のおそれのある区域の危険を周知するとともに、土砂災害警戒情報の発表など区市町村が行う避難体制の整備を支援している。			
これまでの経過	1. ハード対策			
	事業名	根拠法（施行年）	対策の内容	
	土石流対策	砂防法 （明治30年施行）	砂防指定地の指定 砂防堰堤、流路工等の整備	
	地すべり対策	地すべり等防止法 （昭和33年施行）	地すべり防止区域の指定 抑止杭、排水施設等の整備	
	がけ崩れ対策	急傾斜地崩壊防止法 （昭和44年施行）	急傾斜地崩壊危険区域の指定 擁壁、排水施設、法枠工等の整備	
	2. ソフト対策			
	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年4月 土砂災害防止法施行 平成15年度 土砂災害警戒区域指定に必要な基礎調査を開始 平成17年度 青梅市成木地区78箇所を、都内初の土砂災害警戒区域に指定 平成20年度 青梅市成木地区228箇所を、都内初の土砂災害特別警戒区域に指定 			
現在の進行状況	・土砂災害対策の状況（都内全域）			
		事業名	平成28年度まで実施	
	ハード	砂防事業	砂防指定 183 渓流 ・砂防堰堤 237 基 ・流路工 78.1 k m	平成29年度見込 ・砂防堰堤 7 基 （うち概成 1 基） ・流路工 0.3 k m
		地すべり防止対策事業	区域指定 13 箇所 （うち対策済 12 箇所）	・事業個所 2 箇所 （うち概成 0 箇所）
		急傾斜地崩壊防止対策事業	区域指定 58 箇所 （うち対策済 50 箇所）	・事業個所 12 箇所 （うち概成 1 箇所）
	ソフト	土砂災害警戒区域指定	10,676 箇所	1,662 箇所
土砂災害特別警戒区域指定		8,123 箇所	1,487 箇所	
今後の見通し	1. 総合的な土砂災害対策の推進			
	・「人命の保護」を最優先に、災害対応力の向上・充実のための総合的な土砂災害対策を推進する。			
	2. ハード対策			
	砂防事業は、時間と費用を要することから、避難所や要配慮者利用施設などの重要度や災害発生の危険度を考慮して、箇所ごとの緊急性を評価し、計画的に事業を実施する。急傾斜地崩壊対策事業は、急傾斜地法に基づき、土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に、区市町村の要望受け、事業を実施する。			
3. ソフト対策				
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査を平成29年度までに完了 土砂災害警戒区域等の指定を平成31年度までに完了 				
問い合わせ先	建設局 河川部 計画課	電話	03-5320-5412	